

## 令和4年度町民作品展開催要項

### 1 趣旨

町内の各種団体、事業所、又は各個人等で日頃取り組んでいる創作活動の発表の場として、町民作品展を開催し、広く町民等に芸術作品の発表や鑑賞する機会を提供し、文化・芸術を愛好する気運を高め、併せて『三朝町芸能文化祭』の開催機運を盛り上げることを目的とする。

### 2 主催

三朝町文化団体連絡協議会

### 3 会期

- ・搬入 令和4年11月22日（火）9時～
- ・展示 令和4年11月23日（水）～28日（月）
- ・搬出 令和4年11月29日（火）9時～

### 4 会場

三朝町総合文化ホール 2階 ホワイエ

### 5 部門

洋画・版画・短歌・俳句・書道・絵手紙・ちぎり絵・生け花・陶芸・写真・ポラセーツ・折り紙・切り絵・ペーパークラフト・籐編み・手芸（和裁・洋裁・パッチワーク・刺繍・編み物・織物・染物・人形系）

### 6 応募資格

三朝町文化団体連絡協議会に所属するサークルの会員、その他町民、町内在勤者

### 7 出展料

無料

### 8 応募規定

- （1）応募できる作品は、1部門につき一人3点までとします。
- （2）著作権・肖像権等に十分注意し出品してください。
- （3）各部門とも額装等に破損の恐れがあるものを使用しないでください。
- （4）作品展会場は、施錠のできないホール（ホワイエ）であることを、十分承知の上、出品してください。
- （5）次の作品は出展不可とします。
  - ① 会場の使用条件に触れる作品。  
例：爆発物、危険物、悪臭のする物、床面及び壁面を傷つけたり、汚したりする恐れのある物等
  - ② 出品者でなければ陳列できない作品及び管理上特別に注意を要する作品。
  - ③ 極端に大きい作品。

### 9 申込み

令和4年9月20日（火）まで ※期限厳守

## 10 その他

- (1) 作品の展示、保管には万全を期すが、天災その他不慮の事故等による損害に対しては、主催者はその責めを負いません。
- (2) 展示に短冊台紙が必要な方（グループ）（俳句、短歌）には、貸与いたしますが、数に限りがありますので、ご了承下さい。
- (3) 生け花を出品される方（グループ）は、水の管理を各自（各グループ）で行ってください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力をお願いします。なお、鳥取県内の感染状況によっては中止となる場合があります。対策については「令和3年度三朝町芸能文化祭開催要項」に準じることとします。

## 11 問合せ先

三朝町文化団体連絡協議会事務局（三朝町教育委員会社会教育課）

電話：43-3518／ファクシミリ：43-0647／メール：shakaikyouiku@town.misasa.tottori.jp